

# 第 156 号 令和 5 年 7 月発行

## — 目 次 —

記 事	頁
<b>〈特集〉</b>	
消費税のインボイス制度への対応について	2
<b>〈機構主催の講習会〉</b>	
機構主催の講習会	13
<b>〈建設業行政等〉 【行政情報】</b>	
業界団体との意見交換の取組成果をまとめました～「令和4年度 国土交通省・日建連意見交換会」成果報告～	20
公共工事の施工体制の点検結果を公表します！～令和4年度公共工事の施工体制の全国一斉点検の結果～	28
CCUS登録技能者の能力評価基準にさく井技能者分野を追加！	30
建設工事の品質管理及び施工管理の徹底について	31
施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等が公布 ～建設業における技術者制度の見直しが行われます～	32
電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて	40
ダンピング対策の取組状況についての追加調査・分析について ～調査基準価格等の算定式を「非公表」又は「独自基準」とする団体の取組状況を分析～	43
建設業法第24条の8第3項の規定による閲覧について	45
宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について	46
「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度)」の結果を公表	47
労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について	54
「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の変更について	56
令和4年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和5年度の活動方針	57
建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について	64
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について	67
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況(令和4年(2022年)度第4四半期)	71
<b>〈建設業行政等〉 【監督処分情報】</b>	
監督処分情報 (令和4年度まとめ)	73
監督処分情報 (令和5年4月～6月)	74
<b>〈独占禁止法・下請法関係〉</b>	
令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について	76
令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について	128
令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組	137
インボイス制度の実施に関連した注意事例について	181
<b>〈機構情報〉</b>	
講師派遣のご案内	185
お役に立っています！ 機構の講習会	188
販売図書のご案内	191
建設業取引適正化センターのご案内	193
建設業法令遵守ポスターについて	195

# 特 集

記 事	ページ
消費税のインボイス制度への対応について	2

## 消費税のインボイス制度への対応について

### 1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要等

#### (1) インボイス制度とは

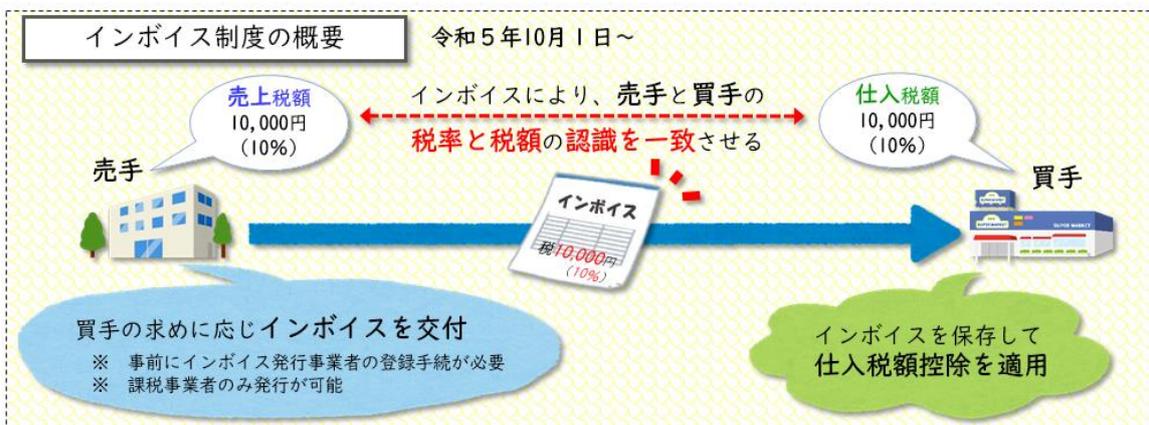
消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、その消費税を納税するのは、物の販売やサービスの提供を行った事業者となります。

また、納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいますが、この「仕入税額控除」を受けるためには、現行制度では、「帳簿」と「区分記載請求書」の保存が必要とされています。

インボイス制度は、本年10月から始まる複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、インボイス制度の下では、仕入税額控除を受けるためには、帳簿のほか「インボイス」の保存が必要となります（図1）。

インボイスとは、「売手が買手のために正確な適用税率や消費税額等を伝える手段」であり、登録番号などの一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

(図1) インボイス制度の概要



#### (2) 現行の仕組みからの変更点

インボイスは、現行の「区分記載請求書」の記載事項に加えて、「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」を追加したものであり（図2）、必ずしもインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではありません。

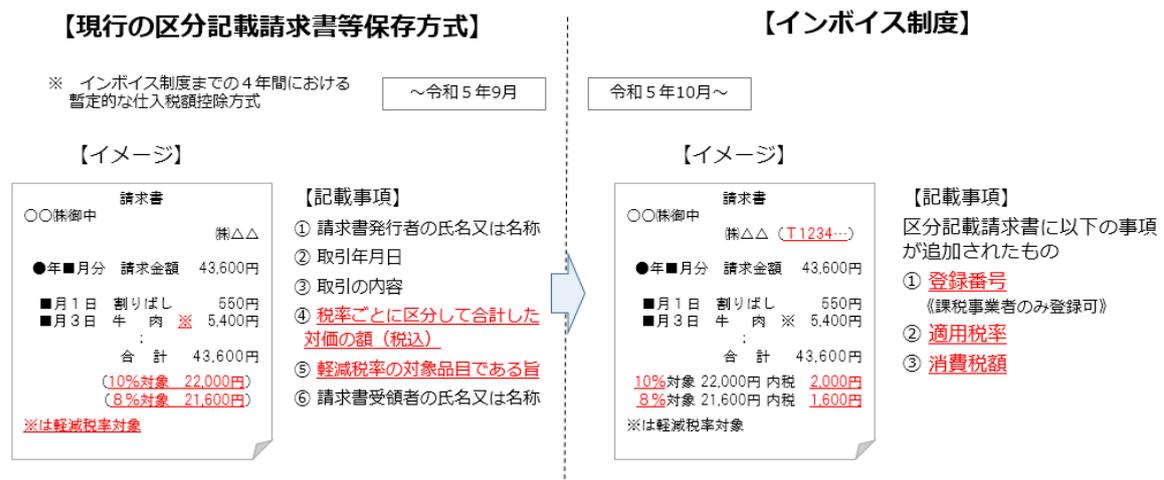
また、手書きであっても必要な記載事項が記載されていれば、インボイスに該当します。

なお、インボイスは、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、相互の関連が明確で、インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方

法で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により記載事項を満たすことができます。

建設業においては、例えば、請負契約書と検収書などの書類を併せてインボイスの記載事項を満たしていれば、これらを併せてインボイスとすることができます。

## (図2) 区分記載請求書とインボイスの記載事項



## (3) 仕入明細書等による対応

現行制度においては、買手側で作成し、売手側の確認を受けた仕入明細書等を請求書等として保存することで仕入税額控除を行うことができますが、インボイス制度後においても同様に、買手側で作成し、売手の確認を受けた仕入明細書を保存することで仕入税額控除の適用を受けることができます。

この仕入明細書にもインボイスと同じく登録番号と適用税率・税額を追加することで対応することが可能です。

その際、記載する登録番号は、自身の登録番号ではなく、課税仕入れの相手方である売手の登録番号を記載する必要があるという点と売手の確認を得る必要があるという点にご留意ください。

この売手の確認を得る方法の一つとして、「送付後一定期間内に連絡がない場合は確認済とします」と記載する方法も売手への確認の方法として認められます(図3)。

(図3) 仕入明細書の記載事項のイメージ

② 課税仕入れの  
相手方の登録番号

仕入明細書  
«4月分» ○年○月○日

●●(株) 御中 (株) △△

登録番号: T123456...

○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
合計		仕入金額		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

<p>① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称</p> <p>② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>③ 課税仕入れを行った年月日</p>	<p>④ 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率</p> <p>⑥ 税率ごとに区分した消費税額等</p>
--	---

建設業においては、下請業者が請求書等を元請業者に交付することなく、下請業者が行った工事の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額を記載した「出来高検収書」などを作成し、それに基づき請負金額を支払っていることも多いものと思います。

インボイス制度開始後においては、このような「出来高検収書」であっても、仕入明細書に必要な記載事項を満たしており、課税仕入れの相手方である下請業者(インボイス発行事業者に限ります。)の確認を受けたものであれば、当該「出来高検収書」を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。

## 2 インボイス発行事業者の登録要否の検討と登録申請手続

### (1) インボイス発行事業者となるかどうかの検討

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意です。登録要否の判断に当たっては、売上先がインボイスを必要とするかや登録を受けた場合の税負担・事務負担を踏まえて検討する必要があります(登録を受けた場合には、消費税の申告義務が生じます。)

### (2) 登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者は、登録申請書を提出する必要があります。

制度開始日(本年10月1日)からインボイス発行事業者となるためには、本年9月30日までに申請する必要があります(本年9月30日までに提出した場合は、制度開始日である本年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます<sup>\*1</sup>)。ただし、申請してか

ら登録通知が届くまで一定の処理期間<sup>※2</sup>を要しますので、登録をお決めになられた方は、お早めの申請をおすすめします。

制度開始後に登録申請を行うことも可能です。免税事業者が制度開始後に登録を受ける場合、令和11年9月30日の属する課税期間までの間は、登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）から登録を受けることができる経過措置が設けられています。

※1 この場合、登録通知が届くまでの期間の対応として、例えば、次の対応が考えられます。

- ・ 通知を受けた後、改めてインボイスの記載事項を満たした請求書を交付する
- ・ 既に交付した書類との関連性を明確にした上で、不足する記載事項を通知する

※2 登録通知等に係る通知までの期間の目安は、「インボイス制度特設サイト」に掲載しています。現在、通知までの期間の目安は、書面による申請は約3か月、e-Taxによる申請は約1か月半ですが、今後の申請状況によっては更に期間を要することも想定されます。

「インボイス制度特設サイト」  
(登録申請書等に係る通知までの期間の目安)



### (3) 各種補助金

インボイス制度への対応を見据えたデジタル化や販路開拓等を支援するための次の補助金が活用できます。

#### ① IT導入補助金

中小・小規模事業者向けにインボイス対応を見据えた会計ソフト等の導入を支援するためのIT導入補助金が設けられています（詳しくはリーフレット参照）。

IT導入補助金  
リーフレット



#### ② 小規模事業者持続化補助金

免税事業者からインボイス発行事業者となる事業者に対して、持続化補助金の補助上限額が一律50万円上乘せされています（詳しくはリーフレット参照）。

小規模事業者  
持続化補助金  
リーフレット



### 3 インボイス制度に向けた準備

#### (1) 売手の留意点

##### ① インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、インボイスを交付する義務（データでの提供も可能です。）及び交付したインボイスの写し<sup>\*</sup>を保存する義務が課されます。

※ 交付したインボイスの写しとは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、そのインボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、請求書を作成した際のデータや簡易インボイスに係るレジのジャーナル、明細表などの保存があれば足ります。

##### ② 検討事項・事前準備

インボイス発行事業者となった場合には、取引ごとにどのような書類を交付しているか確認し、どのように見直せばインボイスの記載要件を満たせるかについて検討する必要があります。

また、必要に応じ、取引先に対して登録番号を通知し、インボイスとした書類やその交付方法等の認識を統一させておくことが必要です。

なお、全ての取引について対応をする必要はなく、消費者に対して行っているサービスなど、その取引の相手方に課税事業者がいない場合は、インボイスの交付を求められることはありません。必ずしも、全ての課税取引に係る書類等をインボイスとする必要はないことも踏まえながら、対応が必要な取引とその相手を適切に把握することが重要です。

#### (2) 買手の留意点

必要に応じ、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるか事前に確認し、仕入先がインボイス発行事業者となる場合は何をインボイスとするか、認識を統一させておくことが必要です。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイスの保存が必要となりますので、免税事業者や消費者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（制度開始後6年間の経過措置があります。「4 免税事業者等に係る対応」参照）。

なお、簡易課税制度（注）や2割特例の適用を受ける場合には、仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存は不要です。

さらに、一定規模以下の事業者が、一定の期間に行う課税仕入れについて、その支払対価の額が1万円未満である場合には、インボイスの保存は不要とされ、一定の帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる少額特例もあります（2割特例と少額特例は「5 令和5年度税制改正について」参照）。

(注) 簡易課税制度とは、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者が、その基準期間における課税売上高が5千万円以下の課税期間について、課税仕入れに係る消費税額を、実額ではなく、課税標準額に対する消費税額に事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて算出した金額とする制度をいいます。

#### 4 免税事業者等に係る対応

##### (1) 免税事業者との取引における留意事項

買手は、免税事業者との取引については、インボイスの交付を受けることができないため原則として仕入税額控除の適用を受けることができませんので、買手は、免税事業者との取引について、仕入税額控除の適用を受けることができない部分につき、インボイス制度を契機として取引条件の見直しを行う場合もあろうかと思えます。

事業者がどのような条件で取引を行うかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものですので、インボイス制度を契機として取引条件の見直しを行うこと自体が、直ちに問題となるものではありませんが、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な取引慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

また、建設業においては、建設工事の請負契約の締結後に下請企業が免税事業者であることが判明した場合において、元請企業が下請企業に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を請負代金から減額する等の行為を行った場合には、建設業法上問題となるおそれがあります。

なお、建設業法違反が疑われる行為については、各地方整備局等に設置された「駆け込みホットライン」をご活用ください。

駆け込み  
ホットライン



取引条件の見直しに当たっては、これらの規制に抵触しないよう留意する必要があります。

また、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、消費税を加味した価格の設定、取引金額の見直しを検討することも考えられます。

詳しくは「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」をご参照ください。

公正取引委員会  
ホームページ

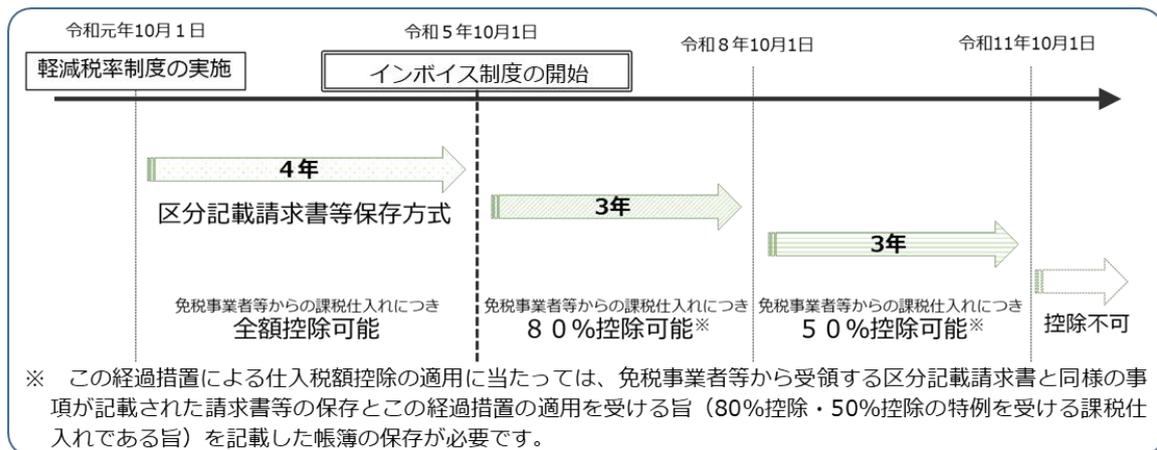


##### (2) 免税事業者との取引に係る経過措置

インボイス制度の下では、免税事業者や消費者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないため、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度の開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（図4）。

（図4）免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



## 5 令和5年度税制改正について

インボイス制度についての主な改正内容は以下のとおりです。

### (1) 2割特例（小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間（図5）において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合には、その課税期間における納付税額を売上税額の2割（課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とされます。）とする経過措置が設けられました。

この経過措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

なお、この経過措置は、インボイス制度を機に、免税事業者（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった場合を含みます。）からインボイス発行発行事業者となった事業者が適用対象者です。

つまり、基準期間における課税売上高が1,000万円以下のインボイス発行事業者が対象となります（図6）。

ただし、例えば、次のような課税期間など※は、2割特例を適用することはできません。

- ① 消費税課税事業者選択届出書を提出して、令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
  - ② インボイス発行事業者の登録を受けていない課税期間
- ※ その他インボイス制度とは関係なく課税事業者となる課税期間や課税期間の特例の適用を受ける課税期間なども2割特例を適用することができません。

(図5) 適用可能期間のイメージ (個人事業者又は12月決算法人の場合)



(図6) 適用可能な事業者のイメージ

年分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
適用の可否	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

(2) 少額特例 (一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置)

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)が1万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられました。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の免除

値引きや返品、割戻しなど、売上に係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合に、返還インボイスの交付義務が免除されます。これにより、売手負担となる振込手数料を売上値引きとして処理する場合に返還インボイスの交付は不要となります。本見直しの適用期限や適用対象者について特段の制限はありません。

令和5年度税制改正について、詳しくは、国税庁ホームページの「令和5年度税制改正 (インボイス関係)」をご覧ください。



【参考】国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会・登録要否相談会の開催案内
- ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ & A
- ④ インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ⑤ インボイスコールセンター

（インボイス制度に関する一般的（※）なご質問やご相談）

0120-205-553（9:00～17:00 土日祝除く）

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）  
を希望される方は所轄の税務署への電話（音声ガイダンス「2」を選択）に  
より、面接日時等をご予約ください。

- ⑥ インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧表  
などを掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



（注）本文は令和5年6月時点の法令等に基づき記載しています。